

第14号議案

「職員の配偶者同行休業に関する条例」改正の概要

1 趣旨

配偶者同行休業制度においては3年を限度に1回のみ期間の延長が認められているが、期間の再度の延長ができる特別の事情を定めることにより、再度の延長を認めることとする。

2 背景

人事院規則26—0（職員の配偶者同行休業）の一部改正により、地方公務員法（以下「法」）第26条の3における「配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情」が定められたため、品川区における「職員の配偶者同行休業に関する条例」の改正を行う。

3 改正内容

配偶者同行休業の期間の延長

（現行）

当該休業を開始した日から3年を超えない範囲内で「期間の延長」ができる。

（改正後）

現行の「期間の延長」に加え、以下の「再度の延長ができる特別の事情」に該当すれば、当初に休業を開始した日から3年を超えない範囲内で「期間の再度の延長」ができる。

【再度の延長ができる特別の事情】

- ① 配偶者の外国での勤務が、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日以後も引き続くこととなり、その引き続くことが1回目の期間の延長の請求時には確定していなかったこと
- ② その他任命権者がこれに準ずると認める事情

4 施行期日

平成29年4月1日

新旧対照表

○職員の配偶者同行休業に関する条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項から第3項まで、第6項および第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u></p> <p>第6条の2 <u>法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、およびその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項、第2項、第6項および第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p>